

## 住宅リフォーム施工業者遵守事項同意書

この同意書は、備前市空き家改修促進補助金(以下「事業」という。)の申請者(以下「申請者」という。)が住宅リフォームに関わる工事を発注する際に、当該工事を施工する業者(以下「施工業者」という。)が遵守すべき事項を定め、もって市民の住環境の改善を図ることを目的とする。

### 1. 「粗雑工事」「虚偽記載」の禁止

施工業者は、「備前市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領(平成17年3月22日制定)」別表に規定する「粗雑工事」、「虚偽記載」等の行為を行ってはならない。

### 2. 申請者への説明義務

- (1) 施工業者は、申請者の住宅の住み心地が向上するよう、適切なアドバイスの提供を行うとともに、申請者の満足と信頼を得るよう務めなければならない。
- (2) 施工業者は、申請者に対して、施行内容及び積算内容が確認できる見積書を提示し、工事の内容等を分かりやすく説明しなければならない。
- (3) 施工業者は、申請者に判断力不足の懸念のあるときは、工事の内容の説明の際に親族等の立会を求めなければならない。
- (4) 施工業者は、訪問営業等による場合はクーリングオフの制度を説明しなければならない。

### 3. 工事に際しての配慮義務

- (1) 施工業者は、改修等工事に伴うトラブルを未然に防止することはもとより、近隣の住民、通行者等に対して迷惑をかけないように務めなければならない。
- (2) 施工業者は、廃棄物の適正な処理等を行い、環境への配慮に務めなければならない。

### 4. 違反者への罰則等

- (1) 市長は、施工業者が前項に抵触、違反すると認めるとき又はそのおそれがあると認めるときは、書面又は口頭をもって、必要な指導、勧告等(以下「指導等」という。)を行うことができる。
- (2) 市長は、前号の場合において、施工業者が再三の指導等に従わない場合に、当該指導等の事実その他必要な事項を公表することができる。
- (3) 市長は、前号の定めにより公表する施工業者に対して、事業に係る一切の施工を請け負うことができない期間を設けることができる。この場合において、当該決定をしたときは、遅滞なく施工業者にその旨を通知するとともに、その事実等を公表することができる。

上記の施工業者遵守事項について、内容を把握し、遵守することに同意します。

年 月 日

施工業者 住 所 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)